

平成31年 第3回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

1. 開催日時 平成31年3月19日(火) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち17名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち17名

1 番 白土 中委員	2 番 先崎保彦委員	3 番 石井清吉委員
4 番 新田耕司委員	5 番 三田勝一郎委員	6 番 渡邊幸蔵委員
7 番 石井宗吉委員	10 番 壁谷和男委員	11 番 佐久間嘉彦委員
12 番 佐藤伸夫委員	13 番 石井林一委員	14 番 三浦善治委員
15 番 宗形武夫委員	16 番 國分貴市委員	17 番 松本裕治委員
18 番 吉田修一委員	19 番 村上好徳委員	

①番 佐藤政一委員	②番 蒲生喜弘委員	③番 永山弘一委員
④番 渡部秀夫委員	⑤番 石井正人委員	⑥番 渡辺堅一委員
⑦番 吉田伸一委員	⑧番 松本洋一委員	⑩番 渡辺 元委員
⑪番 鈴木恒公委員	⑫番 橋本清隆委員	⑬番 齋藤 実委員
⑭番 伊藤博之委員	⑮番 渡辺登喜男委員	⑯番 石井利夫委員
⑰番 吉田正人委員	⑱番 佐藤円治委員	

4. 欠席委員(5名) 8番 白岩幸一委員 9番 安藤末男委員 ⑨番 石井正志委員
⑱番 吉田丈利委員 ⑳番 佐藤政一委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	吉 田 孝 司
主任主査	遠 藤 英 雄
主任主査(庶務担当)	三 浦 幹
主査	矢 内 敬
主事	大和田 勇 気

6. 書 記

主査	矢 内 敬
----	-------

7. 議事録署名人

13番	石 井 林 一 委員
14番	三 浦 善 治 委員

8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について

議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用
集積計画に対する意見決定について

議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見決定について

9. 会議の経過概要 (開会 午後1時30分)

事務局	ただいまより、平成31年第3回田村市農業委員会総会を開会致します。 会議に先立ちまして、会長よりご挨拶を申し上げます。																		
会長	皆様こんにちは。 たいぶ暖かくなってまいりまして、畑や田んぼにトラクターが見られるようになってまいりました。さて、常葉の渡邊幸蔵委員が、JT社長賞を受賞されまして、その祝賀会が17日に辰巳屋で開催されまして南東北組合で1人ということで、大変重みのある受賞でございます。誠にめでたうございました。更には壁谷和男委員におかれましては、田村市のブランド米初認定ということで、誠にめでたうございます。そして昨年暮れには佐藤円治推進委員が、里山の粒を皇室に献納され、更に吉田修一委員が大日本農会より農事功績表彰を受けまして私達の同志が立て続けに意義のある受賞されまして、田村市はもとより、県内の榮譽でもありますので大変嬉しく思われます。私達の活動の力にもなると思われます。本当におめでたうございました。それでは今日もどうかよろしくお祈いします。																		
事務局	これより会議に入りますが、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長をお願いを致します。よろしくお祈いします。																		
議長	本日の案件は、 <table border="0"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>農地法第3条の規定に基づく許可申請について</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第6号</td> <td>農用地利用配分計画案に係る意見決定について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>以上40件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。 農業委員総数19名、うち出席委員17名、欠席委員2名、農地利用最適化推進委員総数20名、うち出席委員17名、欠席委員3名、よって総会は成立致します。 次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ありませんか。</p>	議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	17件	議案第2号	農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について	2件	議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について	1件	議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について	14件	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について	5件	議案第6号	農用地利用配分計画案に係る意見決定について	1件
議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	17件																	
議案第2号	農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について	2件																	
議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について	1件																	
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について	14件																	
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について	5件																	
議案第6号	農用地利用配分計画案に係る意見決定について	1件																	
出席委員	異議なし。																		
議長	異議なしと認め、13番石井林一委員、14番三浦善治委員を指名致します。																		

	<p>次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。それでは、整理番号1番から17番まで事務局説明願います。</p>
事務局	整理番号1番から17番までについて、議案書朗読による説明。
議長	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから一括審議したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	異議がありませんので、整理番号1番について、1番白土中委員ご報告をお願い致します。
1番委員	1番白土です。整理番号1番についてご報告致します。一昨日、譲渡人、譲受人、佐藤推進委員の4名で現地にて調査をしております。現地は譲受人の宅地の隣にあって、兼ねてよりこの土地を売ってくれないかと話があり、今回話がまとまったのでなんら問題ないもの見えております。以上報告を終わります。
議長	ありがとうございます。次に、整理番号2番について、⑩番鈴木恒公推進委員ご報告をお願い致します。
⑩番推進委員	⑩番鈴木です。整理番号2番について報告します。譲渡人、譲受人が仕事の都合で譲渡人に依頼する話がありましたので、2人で立ち合いました。わずか9㎡ばかりの農地ですが、親の代から買っていた土地であったため、構造改善時代の時から双方ともわからなかったということで、なんら問題ないものと見てまいりました。よろしく願います。以上です。
議長	ありがとうございます。次に、整理番号3番及び4番について10番壁谷和男委員ご報告をお願いいたします。
10番委員	10番壁谷です。整理番号3番と4番の案件について報告します。14日に橋本推進委員

<p>議 長</p>	<p>と譲渡人、譲受人宅で話を伺いまして、お互いに交換するという内容なのでなんら問題ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>1 4 番委員</p>	<p>ありがとうございます。次に、整理番号5番から12番までについて、14番三浦善治委員ご報告をお願い致します。</p> <p>14番三浦です。整理番号5番から説明します。12日譲渡人宅で石井推進委員と3名で話を伺ってまいりました。譲受人は所要のため電話で確認しました。昭和58年頃にお互いの土地を交換していましたが、片方のみ登記していて今回の申請になりました。なんら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号6番ですが、譲渡人は高齢のため、娘さんも都合が悪く電話での話を聞いてまいりました。譲渡人の自宅から遠方にあり耕作するのが困難なために、譲受人の農地に隣接していることから、贈与したいとの話でなんら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号7番について報告します。譲渡人は仕事で譲受人に委任することで確認をしました。譲受人の農地に隣接しており、耕作条件も良いことから農地拡大の贈与ということでなんら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号8番についてであります。譲渡人は郡山市在住のため電話で確認しました。譲受人も仕事のため電話で確認しました。対象農地は譲受人の農地と接しているため耕作条件が良くなるのでなんら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号9番の譲渡人が同じく郡山市在住なので電話で確認しました。この案件も同様に譲受人の農地と隣接しているための売買なのでなんら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号10番ですが、17日に譲渡人宅に伺い調査してまいりました。譲受人は息子さんで後継者、更に認定農業者でもあります。息子さんが頑張っってやっっていく事もあり、なんら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号11番及び12番については譲渡人及び譲受人と立ち合い耕作条件向上のための交換でありこちらもなんら問題ないものと見てまいりました。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に、整理番号13番から16番までについて、15番宗形武夫委員ご報告をお願い致します。</p>
<p>1 5 番委員</p>	<p>15番宗形です。整理番号13番から15番まで関連がありますので説明します。15日に私だけで、譲渡人と立ち合いました。それぞれ、なんら問題ないものと見てまいりましたので報告します。整理番号16番につきましては、17日に譲渡人は郡山市在住のために電話で確認しました。話を聞きなんら問題ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に、整理番号17番について、16番國分貴市委員ご報告を</p>

	<p>お願い致します。</p>
16番委員	<p>16番国分です。整理番号17番について報告します。10日に設定人と被設定人と佐藤推進委員と4名で現地確認をしたところ農業者年金受給のために貸し付けるということで申請通りなら問題ないものと見てまいりましたので皆様方の慎重審議お願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で1番から17番まで事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」の、整理番号1番から17番までについては、申請の通り許可することに決定いたしました。 以上をもちまして、1号議案は終了いたします。 次に議案第2号「農地法第4条許可の規定に基づく許可申請の意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号1番及び2番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番及び2番について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから一括審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 ご異議がありませんので、整理番号1番について、5番三田勝一郎委員ご報告をお願い致します。</p>

5 番委員	5 番三田です。整理番号 1 番について報告します。1 7 日に渡辺推進委員と申請人と 3 名で現地を調査してまいりました。田んぼの部分に杉とヒノキの苗木を植えということで申請書も確認しましてなんら問題ないものと見てまいりました。皆様方の慎重審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。次に、整理番号 2 番について、1 4 番三浦善治委員ご報告をお願い致します。
1 4 番委員	1 4 番三浦です。整理番号 2 番について報告します。1 7 日に私と石井推進委員と申請人の 3 人で現場見てまいりました。申請人の田んぼに盛土をして車庫などに転用するもので既に工事は、済んでいたのですが、申請人には顛末書を書いていただき今後このような事はないものと確認しまして雨水や接地の同意も得られていますのでなんら問題ないものと見てまいりました。以上報告終わります。
議 長	ありがとうございました。以上で事務局の説明調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。
出席委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請の意見決定について」の整理番号 1 番及び 2 番については、申請のとおり許可相当と意見決定致しました。以上をもちまして 2 号議案は終了致します。 次に議案第 3 号「農地法第 5 条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号 1 番について、事務局説明願います。
事務局	整理番号 1 番を朗読、説明。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いま

	<p>すが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、整理番号1番について、2番先崎保彦委員ご報告をお願い致します。</p>
2番委員	<p>2番先崎です。整理番号2番について報告します。変更ということで電話にて確認をしました。道路工事の工期延長に伴う申請でございますのでなんら問題ないものと見てまいりました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について」の整理番号1番については、原案のとおり許可相当と意見決定致しました。以上をもちまして3号議案は終了致します。</p> <p>次に議案第4号「農地法第5条許可の規定に基づく許可申請の意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号1番から14番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から14番について議案書を朗読、説明。</p>
出席委員	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから一括審議したいと思います。ご異議ありませんか。</p>

出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、整理番号1番について、5番三田勝一郎委員ご報告をお願い致します。</p>
5番委員	<p>5番三田です。整理番号1番について報告します。譲渡人が6人いるということで、都路行政局長と話をしたところ、まずこの工事ができるにあたって、まず水道ですが、井戸ボーリングによって水道は取り込む。それから雨水は地下浸透、裏に川が流れているので川に流す。あと、合併浄化槽を使って浄化処理をして川に流すので異状ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番から4番までについて6番渡邊幸蔵委員、報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>6番渡邊です。最初に整理番号2番について報告します。先週の土曜日、設定人と被設定人、共に都合が悪いので行政書士の松本氏と松本推進委員と立ち合いました。現地は山林になっておりまして、なんら問題ないものと確認してまいりました。続きまして整理番号3番と4番の案件ですが、隣接をしておりますので一括とさせていただきます。譲渡人、譲受人の2名、司法書士の渡辺氏と松本推進委員の6名で確認をおこなってまいりました。現地は住宅ということで、通路は共有で使うという事でごございました。排水路について設計図の方に整理されている事でごございました。1箇所水田が隣接していますが、こちらの水田は譲渡人が所有なのでなんら問題ないものと見てまいりました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号5番及び6番について7番石井宗吉委員、報告をお願いします。</p>
7番委員	<p>7番石井です。整理番号5番、6番について関連性がありますので、まとめて報告します。14日に現地で譲受人と譲渡人と私と3人で申請地を確認してまいりました。譲受人は現在船引町東部台のアパートに住んでおりますけど、知り合いの譲渡人の土地に家を建てて、駐車場と資材置場を作りたいということでもあります。雨水とか排水は田村市の公共下水道に流します所以特に問題はありませので委員の皆様方の慎重審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号7番から11番までについて⑩番鈴木恒公推進</p>

<p>⑪番推進委員</p>	<p>委員、報告をお願いします。</p> <p>⑪番鈴木です。整理番号7番の案件についてご報告します。14日、譲受人と譲渡人と安藤委員と私の4名で現場を確認してまいりました。現場は太陽光パネルの置いている場所が国道288号線のバイパスにかかるということで、移転先を探していたところ隣接する場所が見つかりまして売買という形になりました。そこは現在畑ですが、周りにL型を入れて土の浸透を抑えて雨水を排水路に流すということで、なんら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号8番についてであります。譲受人と譲渡人と松本行政書士さんと私と安藤委員と現地確認しました。現地は東部台で中学校から大鏑矢神社の上の方ですが、まわりもほとんどが宅地で建物が建っているところでありますので、なんら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号9番ですが、14日に譲渡人の代理人である松本行政書士さん、私と安藤委員と3名で立ち合い現地を見てまいりました。現地は譲渡人の住宅のすぐ脇にありまして、ここも前から資材置場として借りていたところで住宅が立ち並ぶ地点であり、他の農地に影響はないと見てまいりました。次に整理番号10番ですが、16日に被設定人と設定人と代理人の渡辺さんと私と安藤委員と立ち合いました。設定人と被設定人は親子関係にありまして息子さんが親の脇に住宅を建てるということで申請したところ、宅地でなく農地になっている事で申請書が上がってきました。この場所も住宅が点在する場所で農地等にはなんら問題ないものと見てまいりました。最後に整理番号11番の案件について報告します。16日に被設定人と設定人と代理人の渡辺さんと安藤委員と私で現地を立ち合いました。現地は市道に面したU字溝の入った場所でありまして農地ではありますが、農地に影響する場所ではないと見てまいりました。排水につきましても合併浄化槽を使いましてU字溝が入っておりますので、なんら問題ないものと見てまいりましたので皆様の慎重審議よろしくをお願いします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。次に整理番号12番について12番佐藤信夫委員、報告をお願いします。</p>
<p>12番委員</p>	<p>12番佐藤です。整理番号12番について報告します。過日、私と伊藤推進委員と関係者立ち合いのもと、申請書の内容とさらに現地を確認しましたが、なんら問題ないものと見てまいりました。皆さんの慎重審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。次に整理番号13番について13番石井林一委員、報告をお願いします。</p>
<p>13番委員</p>	<p>13番石井です。14日に渡辺推進委員と私と被設定人の3名で申請書の確認をしたと</p>

	<p>ころ牛舎を建てるにあたり、周りはなんら問題ないものと見てまいりました。また置場が確保されておりまして、そこに運んで処理をするということで、こちらもなんら問題ありませんでした。皆様の審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号14番について⑩番吉田正人推進委員報告をお願いします。</p>
⑭番推進委員	<p>⑩番吉田です。整理番号14番について申し上げます。立ち合いについては、16日の朝、設定人の妻と被設定人は妻の母と会長と立ち合いました。周囲は2方が水路に面しており、もう一方は住宅になっており、もう一方は設定人所有の田んぼになっており、なんら問題ないものと見てまいりましたので、ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
1番委員	<p>1番白土です。整理番号11番について質問します。住宅敷地のほかに家庭菜園等で大きい面積が記載されておりますが、この家庭菜園に関しては3条で売買をするべきではないでしょうか。</p>
事務局	<p>この設定人は農地を30a以上もっていません。また県中農林事務所に書類を既にご送信しておりましたので、特に指摘事項はございませんでした。</p>
1番委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>その他、質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について」の整理番号1番から14番については、申請のとおり許可相当と意見決定致しました。以上をもちまして4号議案は終了致します。</p> <p>次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集</p>

	<p>積計画に対する意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号1番から5番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案書により、整理番号1番及から5番について朗読、内容説明。</p>
議長	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番から5番については、申し出のとおり計画を定めることについて「適当」であると意見決定いたしました。 以上をもちまして、5号議案は終了いたします。</p>
議長	<p>次に議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題とします。 それでは整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案書により、整理番号1番について朗読、内容説明。</p>
議長	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の整理番号1番については、申し出のとおり計画を定めることについては「適当」とであると意見決定いたしました。以上をもちまして、6号議案は終了いたします。

これで、本日提出されました案件はすべて議了いたしました。

それぞれご承認、ご決定を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして、平成31年第3回田村市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 14:30

平成31年 3月19日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議事録署名人

議事録署名人